

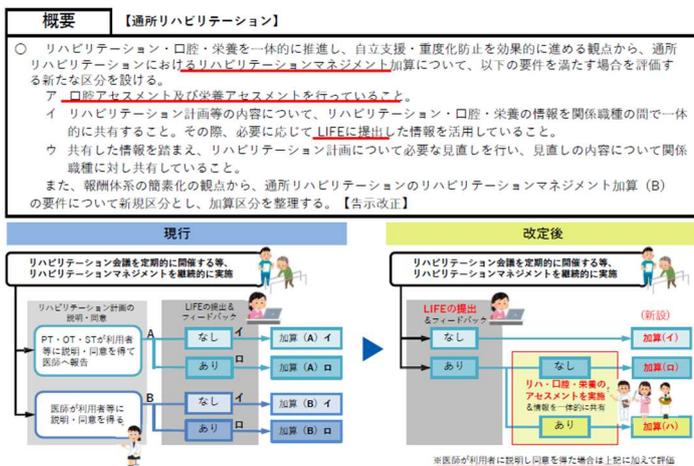
居宅介護支援事業所
担当ケアマネジャー各位

医療法人光慈会知立老人保健施設
通所リハビリテーション

リハビリマネジメント加算（ハ）算定開始についてのご案内

平素は当通所リハビリテーションをご利用頂き誠にありがとうございます。R6年6月1日より通所リハビリテーションにおいても介護報酬改定が行われます。4月度に改定内容概要を皆様へは既にお知らせしておりましたが、今改正において大きなポイントとされている「リハビリ・口腔・栄養の一体的取組みの推進への取り組み」に対し、当事業所では必要な要件を満たしていることから、R6年6月度より「リハビリマネジメント加算（A）ロ→リハビリマネジメント加算（ハ）」へ移行いたしますことを改めてお知らせ致します。尚、各ご利用様の移行時期については、算定要件である各種計画書の作成などの準備が完了した方より順次移行を予定致します。本加算への移行にあたり、現行サービスの利用継続が限度額超過により、サービス利用に著しい影響が与えられる可能性のある場合などは、まず事業所までご相談下さい。当事業所としても初めての取り組みとなりますので、お問合せに対しお時間を頂戴する場面もあるかと思いますが何卒ご容赦下さい。また、入院先でリハビリを受けた利用者様のご相談に対し、入院先で作成のリハビリテーション計画書を老健が入手する義務が新たに定められましたので、併せてご周知の程お願い致します。

1. 加算内容の概要 ※厚生労働省HP内「令和6年介護報酬改定について」資料より引用



2. 算定の手順

①R6年6月1日以降の新規利用の方

→ リハビリマネジメント加算（ハ）を算定させて頂きます。

②R6年5月31日までに利用を開始されている方

→ 当施設で定期開催の「担当者会議（デイケア）」予定者より順次必要な計画書の準備等を整備する予定です。各利用者様をご担当のケアマネ様へは予定者リストを事業所様毎にお送りさせて頂く予定であります。

※2 ページ目に送付予定の F A X用紙をご案内しております。

その他連絡事項

・介護職員等処遇改善加算について → 介護職員等処遇改善加算（I）となります。

